(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、介護保険法(平成9年法律第123号)第120条の2に定める事業として、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、市町村が別表第1に定める補助対象事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費等)

第3条 前条に規定する補助事業の補助率、補助対象経費等については、別表第1に 掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による 補助金交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付 を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

- 第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守 しなければならない。
 - (1) 補助事業の内容等の変更(補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をいう。)をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
 - (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
 - (3)補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (4)補助金の対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
 - (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなけれ

ばならないこと。

- (6)補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7)補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

(実績報告等)

- 第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度以降に、知事から専用端末機の活用状況 等について資料の提出を求められた場合は、知事が別に定める期限までに報告しな ければならない。

(グリーン購入)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めなければならない。

(情報の開示)

第9条 市町村に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく 開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目 は、原則として開示を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第3号、 第7条第2項及び第9条の規定は、同日以降もその効力を有する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

補助対象事業	認知症又は認知症の疑いがあり、徘徊行動により行方不明にな
	るおそれのある者に対して、補助事業者がGPS等端末機を導入
	し活用するなどにより、安全確保に取り組むとともに、介護者の
	負担を軽減し安心して介護ができる環境づくりに取り組む事業
補助対象経費	補助対象事業の実施に必要な以下の初期経費とする。ただし、
	月々の利用料及び検索時に必要な通信料並びに行方不明者を保
	護するための駆けつけ経費は補助対象としない。
	① 初期登録に要する経費
	② 専用端末機の導入に要する経費
	③ その他導入初期に要する経費
補助率と補助	2分の1以内
金算定方法	補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端
	数は切り捨てる)を補助する。
補助事業者	市町村

別表第2(第6条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を 執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する ものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これ らと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していると き。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、 物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団 の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、 又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したと き。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 補助事業者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができると認められるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この補助事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らして はならない。この補助事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 補助事業者は、この補助事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、 滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければ ならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 補助事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を、補助事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 補助事業者は、県の承諾があるときを除き、この補助事業による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(従事者への周知)

第7 補助事業者は、この補助事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職 後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以 外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければ ならない。

(調査)

第8 県は、補助事業者がこの補助事業による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第9 補助事業者は、この補助事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを 知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。